

ご存じですか

奨学資金貸付制度

町では経済的な理由により、修学が困難な生徒に対し、奨学資金の貸付を行っています。

貸付対象者

次の要件をすべて満たす方

- ・学校教育法に規定する高等学校、高等専門学校、専修学校(高等課程及び専門課程に限る。)、大学(短期大学を含む。)、大学院に在学中または入学が決定している方
- ・保護者が町内に住所を有する方
- ・学業に優れ、修学期間を終了の見込みのある方
- ・学校長または出身学校長が奨学生として適当と認め、推薦した方

- ・貸付対象者の属する世帯において、町税に未納がないこと

貸付期間

決定のあった月から、その学校における正規の修学期間を終了するまで

貸付金額

・高等学校・高等専門学校 または専修学校の高等課程 月額1万円以内

・大学(短期大学を含む)・大学院・専修学校の専門課程 月額3万円以内

貸付利息 免除

返還方法

貸付終了の6ヶ月後から、貸付を受けた年月の2倍に相当する期間内に、月賦または半年賦により返還

申請期間

3月3日(月)～28日(金)

※申請期間外に貸付を希望する場合は、その都度ご相談ください。

◆問い合わせ

教育課総務班
☎(84) 4 1 1 6

特別支援学級

介助員募集

町内小中学校の特別支援学級等に在籍する児童・生徒を介助していただける方を募集します。

勤務先 町内小中学校
仕事内容 特別支援学級等の児童・生徒の介助

勤務日 1週間において、29時間以内及び5日以内

募集人員 若干名
資格 資格は問いませんが、児童福祉業務に精通された方

時給 1,000円
申込期限 2月28日(金)

※詳しくは、教育課総務班までお問い合わせください。

◆問い合わせ

教育課総務班
☎(84) 4 1 1 6

軽自動車の廃車・変更届を忘れず！

軽自動車税は、毎年4月1日現在の登録車両の所有者(または使用者)に課税されます。

登録車両を廃棄や使用しなくなった場合は、廃車の手続きをお願いします。

また、売買などで所有者が変更になった場合は名義変更の手続きを速やかに行ってください。手続きをしないと、所有をしていなくても軽自動車税が課税されます。

なお、引越し等で住所が変わったときも、住所変更の手続きが必要となります。

◆手続き・問い合わせ

◎原動機付自転車、小型特殊自動車
税務課課税班

☎(84) 1 2 1 2

◎二輪の小型自動車・二輪の軽自動車

関東運輸局千葉運輸支局
☎050(5540)2022

◎軽自動車(乗用・貨物)
軽自動車検査協会千葉事務所
☎043(245)0163

休日納税相談

仕事の都合などにより、平日相談に来られない方は、ぜひご利用ください。

とき 2月9日(日)
午前9時～正午

ところ 税務課(本庁舎1階)

対象税目 町県民税・固定資産税・国民健康保険税・軽自動車税

その他 国民健康保険の加入及び喪失届も受付します。

◆問い合わせ

税務課収税班 ☎84-1212